## 高齢者施設において 結核患者が発生したら!?



愛知県豊川保健所



## まえがき

結核は、明治時代から昭和 20 年代までの永い間、「国民病」「亡国病」と恐れられており、昭和 25 年までは、年間死亡者数も 10 数万人に及び死亡原因の第 1 位でした。現在は、医療や生活水準の向上により、薬を飲めば完治できる時代になりましたが、結核は過去の病気ではありません。

結核は、年々減少傾向にありますが、依然として日本最大の感染症の 1 つであり、 今後もまん延予防対策が重要になります。

豊川保健所管内(豊川市・蒲郡市・田原市)では、毎年 40~50 人前後の新しい結核患者が発生しており、そのうち 70 歳以上の高齢者が全体の 5 割を占めています。

高齢化が進み、地域で高齢者が生活することが出来るように介護サービス等が充実していく中、今後高齢者施設で働かれている皆様が、結核患者と接する機会も増えてくることが予測されます。

そこで豊川保健所では、高齢者施設において結核患者が発生した際の指針となるよう 本冊子を作成しました。

本冊子は、高齢者施設における結核対策に関する基本的知識や、施設で結核患者が発生した際に注意すべきポイントを示しています。

高齢者施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団生活や活動を営む場として、 健康管理上で特に注意を払う必要があります。

今後、関係施設や関係者の皆様方におかれましては、結核の問題を再認識し、施設内の感染の予防、結核患者が発生した場合の適切な対応をお願いしたいと考えております。 各施設の実情を考慮しながら、具体的な対策を考える際に、本冊子を十分活用していただければ幸いです。

平成 28 年 2 月

愛知県豊川保健所 所長 柴田 和顯

## 目 次

- 結核ってどんな病気?・・・・・・・1
- もしかして利用者が結核かも?・・・・3
- 普段からは何に気をつけたら良いの?・・4
- 施設内で結核患者が発生したら?・・・・7
- 保健所って何をしているの?・・・・11
- 抗結核薬を内服している人への対応は?・12
- 保健所がよく受けるQ&A・・・・・13
- **③** 添付資料・・・・・・・・・・14





## 結核ってどんな病気?

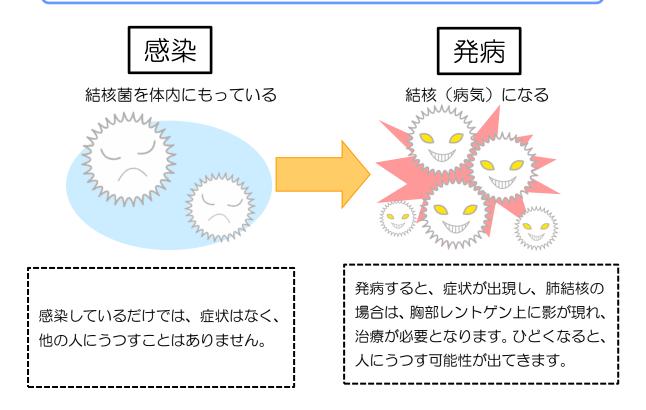
## 結核ってなに?

- ○結核は、結核菌を吸い込むことによって感染する感染症です。
- ○結核を発病すると、咳、痰、発熱(微熱)、食欲不振、体重減少、寝汗、だるさ等の症状が出ますが、風邪の症状に似ているため、本人や周囲の支援者が気づきにくいことがあります。

(必ず咳等の呼吸器症状を伴うとは限りません。)

○現在では、発病者の多くは高齢者です。

## 感染と発病の違いは?



○結核菌を吸い込んでも、必ず「感染」するわけではありません。多くの場合、からだの抵抗力により追い出されます。

### どうやって感染するの?

- ○結核菌は、排菌(※1)している結核患者が咳などをすることで、空気中にまき散されます。体外に排出された結核菌は、空気の流れに乗って広がり、同じ空間にいる人がその菌を吸い込むことによって感染します。(これを「空気感染」と言います。)
- ○結核患者と手を握る、同じ食器や寝具を使う、などでは感染しません。
- ※1 排菌…症状が進み、咳や痰とともに結核菌が空中に吐き出されるようになること。

## 感染したら必ず発病するの?

- ○感染した人が、みんな発病するとは限りません。
- ○感染した人のうち、発病するのは 1~2 割と言われています。発病する人の多くは、感染後6か月から2年程で発病しますが、数年~十数年後に発病する場合もあります。

## こんな時には、すぐに病院へ!!

- ①咳や痰が2週間以上続く
- ③体重減少が続く



#### ②微熱が続く

④体がだるい

### 高齢者の結核

- 〇現在、65歳以上の4人に1人はすでに結核菌に感染している (既感染)と言われています。そのため、高齢の方は今後、体力の衰えをきっかけに、結核を発病する可能性が高くなってきます。
- 〇高齢者の結核の症状の特徴として、咳等の呼吸器症状を伴わず、微熱症状 のみが続いていくというケースも多いです。

# 2

## もしかして利用者が結核かも?

### 結核を疑う症状がある利用者への対応は?

①サージカルマスクを着用させましょう。

(患者の咳による飛沫が飛び散るのを防ぐため)

②咳症状のある場合は、咳エチケットを徹底させましょう。

### 咳エチケット

- \*咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1m以上離れる。
- \*鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に 捨てられる環境を整える。
- \*咳をしている人にマスクの着用を促す。
- \*マスクの使用は説明書をよく読んで、正しく着用する。



- ③早期に医療機関を受診するように勧めましょう。 呼吸器内科を受診し、胸部レントゲン検査を実施してもらうことが望ま しいです。
- ④入所者の場合は、個室対応とし、他の利用者との接触を制限しましょう。
- ⑤部屋の換気を十分に行いましょう。

#### 職員の対応は?

○結核を疑う利用者と接する場合は、結核菌を吸い込まない 様にするために、サージカルマスクではなく、



N95マスク(※)の着用が望ましいです。

※N95 マスク

○結核菌はサージカルマスクの網目より小さいため、サージカルマスクでは、 結核の感染を十分に防ぐことができません。

# 3 普段からは何に気をつけたら良いの?

## 利用者の場合は?

#### <1.入所時及び通所サービス利用開始時>

○入所時及び通所サービス利用開始時には、健康診断書等で胸部レントゲン 検査による結核発病の有無を確認することが望ましいです。

## サービス利用開始時に確認して欲しい内容

#### (1) 問診

- ○結核を疑う症状があるかどうか(咳、痰、発熱等)
- ○過去に結核の既往があるかどうか
- ○過去に結核患者との接触があるかどうか
- ○免疫力を低下させる基礎疾患があるかどうか (糖尿病、悪性腫瘍、人工透析を必要とする腎疾患、リウマチ等に対するステロイド治療中等)
- (2) 胸部レントゲン検査

(通所サービス利用者も確認することが望ましいです。)

#### 〈2.入所後及び通所サービス利用後の定期健康診断〉

○結核に関しては、社会福祉施設<sup>注 1)</sup> の施設の長は、入所者に対し年 1 回の定期健康診断の実施が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法とする) によって義務付けられています。

健康診断の結果、精密検査が必要と判断された場合は、必ず病院を受診させま しょう。

注1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

○また、感染症法で義務づけられていない施設(老人保健施設、デイサービスセンター等の通所施設)においても、定期的に胸部レントゲン検査の結果を確認することが望ましいです。

#### 〈3.普段の健康管理のポイント!!〉

〇高齢者の場合、結核特有の咳などの呼吸器症状が見られないことも多いため、 日々の体調の変化に気を付けることがとても重要です。

毎日最低 1回は利用者の健康チェックをしましょう。(体温、食欲等)

#### 高齢者の結核患者早期発見のための健康観察ポイント

#### 〈全体の印象〉

- なんとなく元気がない
- なんとなくいつもと違う



#### 〈呼吸器の症状〉

- 咳
- 痰や血痰
- 頻回な呼吸や呼吸困難

#### 〈全身症状〉

- 微熱が続く
- 痩せてきている
- ・食欲がない



※通所サービス利用者は上記の内容に加えて、定期的に家族から利用者の健康状態について情報を得るようにしましょう。

特に、咳や痰の症状がなくても、微熱症状が続いている利用者、なんとなく元気がない状態が続いている高齢者へは注意が必要です。

結核患者を早期に発見し、感染性が増す前に治療を開始することは、施設内で他の人へ結核を感染させる危険性を低くするために、とても重要です。

結核患者の発見が遅れると、大規模な接触者健診が必要となり、施設に大きな負担がかかることがあります。



### 職員の場合は?

#### <1.普段から職員1人1人に気を付けて欲しいこと>

- ○胸部レントゲン検査による早期発見
  - ・結核に関しては、社会福祉施設<sup>注1)</sup>の事業者は、従事者に対し年1回の定期健康診断の実施が感染症法によって義務付けられています。
- ○また、法律で義務づけられていない施設(老人保健施設、デイサービス センター等の通所施設)においても、定期的に胸部レントゲン検査の結果 を確認することが望ましいです。
- ○有症状時の早期受診
  - 2 週間以上咳が続くなどの症状がある場合は、結核を疑い、早めに医療機関を受診しましょう。

#### ちなみに・・・

『感染症法』第53条の7で、定期健康診断の報告が定められています。

健康診断実施者(社会福祉施設注1)の事業者及び施設の長)は、施設の職員及び入所

者の定期健康診断を実施した場合に、保健所長に報告してください。

※添付資料の別紙 1.2 を参照ください。

#### 〈2.施設管理者に気を付けて欲しいこと〉

- ○職員への啓発
  - ・日頃から職員に対して健康管理の重要性、結核の知識を啓発しましょう。
  - ・咳などの症状がある場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、 マスクを着用するなど咳エチケットを徹底させましょう。

## 4 施設内で結核患者が発生したら?

結核は、正しい知識を持って接すれば、不用意に恐れる病気ではありません。 そのため、施設で結核患者が出た場合には、慌てずに冷静な対応をお願いしま す。また、結核に関して心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

保健所では、感染症法に基づき、結核患者さんと接触のあった方について、「いつ、どんな接触をしたか」などの情報を収集して、接触者の健診の優先度を判断し、必要に応じて健康診断を行います。

施設内で結核患者が発生した場合、リスト作成等をお願いすることがありますので、その際はご協力をお願いします。

## ①保健所から施設への連絡

保健所の保健師が感染性のある結核患者本人と面接をした際に、施設を利用 していたという情報を入手した場合は、保健所から施設へ連絡し、施設での対 応を一緒に考えていきます。

## ②保健所の施設調査

患者の利用状況に応じて、必要時保健所の保健師が施設へ調査に伺います。 その際、下記の内容を確認し、接触者のリスト作成について協力依頼します。 また、結核について心配な事がありましたら、保健所職員が調査に行った際 に、お気軽にご相談ください。

## \*\*確認事項①(本人について)\*\*

- ○サービスの種類・利用期間・頻度(週に何回サービスを利用していたか等)
- ○施設利用中の本人の体調(咳症状の有無等)
- ○施設利用中の本人の様子

(特に親しい利用者がいたか、他の利用者とよく話していたか等) ※人によっては、上記以外の項目も追加で確認します。



#### \*\*確認事項②(接触者について)\*\*

- ○結核患者との接触状況、接触内容、接触時間等
- ○結核を疑う症状があるかどうか(咳・痰・発熱等)
- ○免疫力を低下させる基礎疾患があるかどうか
- ○最終の胸部レントゲン検査の結果
- ○施設職員の勤務状況

#### \*\*確認事項③(施設の環境について)\*\*

○結核患者が使用していた部屋や食堂等の間取り

(施設に行った際、直接使用していた部屋等を見せて頂きます。)

〇施設の換気状況(何時間に1回換気をしているのか等)



### ③施設側で接触者リストの作成・提出

患者の状況に応じて、保健所が施設調査に行った際に、施設側に接触者リストの作成の協力を依頼します。

(作成していただく資料は添付資料の別紙3.4を参照ください。)

- ○個人申告票(別紙3)
  - (\*接触のあった職員全員に記入をお願いします。)
- 〇接触者名簿(別紙4)
  - (\*利用者で接触のあった方について記入をお願いします。)
- ※リストができ次第、早めに保健所へご提出をお願いします。

## ④保健所にて接触者健診実施の検討

接触者リストを施設から提出いただいた後、調査した情報を基に、保健所で接触者健診の実施の有無について検討します。

接触者健診は、結核患者と接触のあったすべての人を対象に行うものではありません。感染性の高さを評価し、優先度を決め、健診を行います。

## ⑤保健所から接触者健診の検討結果の報告

接触者健診を行う場合は、検査時期、対象者、検査方法について施設に連絡します。

## ⑥保健所が接触者健診を実施

保健所が接触者健診が必要だと判断した人に健診を実施します。健診をすす めるにあたり、施設に協力をお願いすることがあります。

(※保健所が実施する検査の費用は無料です。)

## 接触者健診の流れ(例)

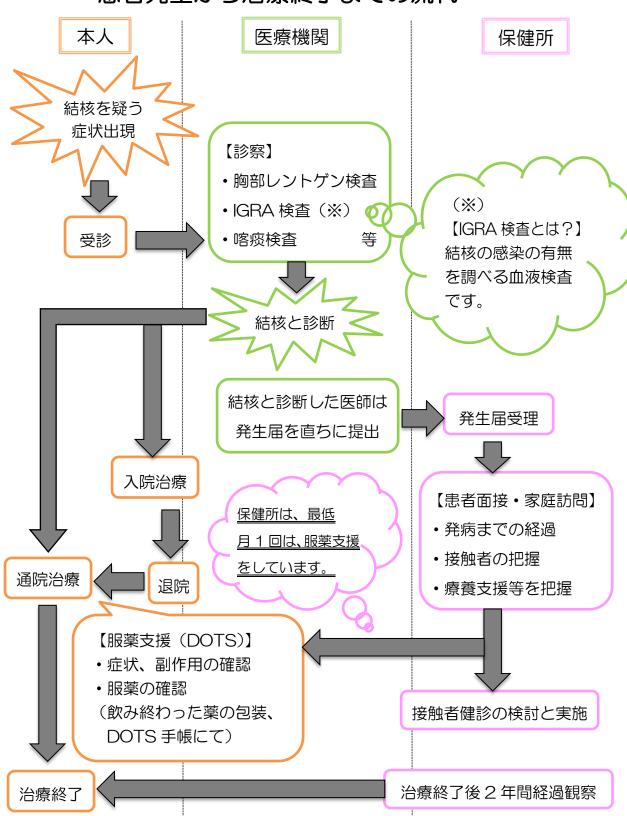
		保健所	高齢者施設
結核患者発生から1~2か月	調査の実施	<ul><li>○施設へ連絡し、調査の相談</li><li>○施設調査の実施</li><li>(P7、8の確認事項を確認)</li></ul>	〇保健所が行う調査への協力
		○接触者リストの作成協力依頼 ○接触者健診の検討	<ul><li>○接触者への説明</li><li>施設内で結核患者が発生し、接触者のリストを保健所へ提出する旨を接触者の方へ説明をお願いします。</li><li>○接触者リストの作成・提出</li></ul>
		○接触者健診の方針を施設へ 連絡	
結核患者発生から2か月	健診の実施・評価	<ul><li>○接触者健診の実施</li><li>基本的には、接触者健診の対象者と保健所が直接連絡をとり、健診を進めていきます。ただし、接触者が施設入所者の場合等は、施設の職員を通して、調整をしていく場合があります。</li><li>○接触者健診実施の評価</li><li>(必要に応じて接触者健診の拡大も検討)</li></ul>	○保健所が行う健診に協力

※結核患者からの感染の危険性が高い場合は、時期を早めて健診等を行う場合 もあります

## 5 保健所って何をしているの?



~患者発生から治療終了までの流れ~





## 抗結核薬を内服している人への対応は?

結核は、毎日きちんと、決められた期間薬を飲めば治る病気です。しかし、薬の自己中断や不規則な内服を続けていると治りにくくなってしまいます。そのため、結核患者の確実な内服に対するサポートはとても重要になります。

平成27年5月21日付けで感染症法の施行規則が一部改正され、保健所長は介護関係者に服薬支援者として、服薬の見守りを依頼することが出来るようになりました。結核患者が介護サービス等を利用している場合は、結核患者の確実な内服に対するサポートにご協力をお願いします。

### 結核患者は介護サービス等を利用しても大丈夫?

〇結核治療中であっても、感染症法に基づくまん延防止のための入院が必要でない場合は、介護サービス等の利用は可能です。

サービス利用について、心配な場合は、お気軽に保健所までご相談ください。

## 施設での服薬支援はどうしたら良いの?

#### 結核患者が施設入所者の場合

- ○利用者へのサポートの一環として、薬の管理と患者が薬を飲み終わるまで 見守りをお願いします。
- 〇抗結核薬の内服をしたら、DOTS 手帳への記入をお願いします。
  - (DOTS 手帳は患者全員に保健所から治療開始時に渡します。)
- ○薬の副作用には気をつけ、副作用がみられた場合は、早めの受診をお願い します。(発熱、痒み、吐き気等)
- 〇保健所の保健師が月1回程、本人の状況を確認するため施設に伺います。

#### 結核患者が通所者の場合

- ○しっかり薬を飲めているのか、患者に声をかけてください。
- ○薬の副作用には気をつけ、副作用がみられた場合は、早めに受診するよう 患者に声をかけてください。(痒み、吐き気等)

# 7

## 保健所がよく受ける Q&A



Q1:結核患者が使用していた衣類や食器、リネン、部屋はどうしたらいいの?

A1:基本的に衣類や食器などからの感染はないと言われています。 衣類や食器などの消毒は不要です。

結核菌は紫外線に弱く体外に排出された菌は日光に当たると数時間で死滅するため、リネン類などは日光のあたるところに干すとより効果的です。部屋の換気は十分に行ってください。

Q2: 結核患者と接触したが、自分から家族にうつるの?

A2:結核患者に接触したら必ず感染するわけではありません。 また、結核に感染しているだけでは、他の人にうつす可能性はありません。自分自身に、咳などの症状があり、発病している場合には、家族にうつす可能性もありますので、症状がある場合は、医療機関を受診し、胸部レントゲンを撮るのが望ましいですが、まず保健所にご相談ください。

Q3: 結核患者と接触したが、すぐに検査を受けた方がいいの?

A3: 咳等の症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、胸部レント ゲン検査を行ってください。症状がない人は、保健所が接触者健診 の必要性や時期・検査方法をお知らせするまでお待ちください。接 触者健診の対象となった方には、結核患者と接触してから2、3か 月後に健診を受けていただくことが多いです。



〈結核についての参考 HP〉

結核研究所 結核 Q&A
http://www.jata.or.jp/ganda.php

# **8**添付資料

別紙 1:愛知県結核健康診断報告書の提出はお済ですか?

別紙 2:愛知県結核健康診断報告書(様式 1)

別紙3:接触者名簿(通所者•入所者用)

別紙 4: 結核接触者 個人申告票(職員用)

等

## 愛知県結核健康診断報告書の提出はお済みですか?

福祉施設等の事業者の皆様には、「愛知県結核定期健康診断実施要綱」(平成 27 年研修会にて送付済み)に基づき「愛知県結核健康診断報告書」を毎年度ご提出いただいております。健康診断を実施、報告予定の事業所におかれましては、本チラシを参考に、豊川保健所への提出をお願いします。

既に実施、報告済みの事業所におかれましては、来年度以降の参考にしていただければ幸いです。

## \*よくある質問を解決!! \*

#### Q1 法的に提出する義務はあるの?

A1 感染症法第53条の7に「保健所長を経由して都道府県知事に報告」 する義務について記載されています。

#### Q2 いつまでに出せばいいの?

A2 提出期限は、健診 (胸部レントゲン検査、喀痰検査) 実施終了日の翌月の 10 日です。健診の日程等により間に合わない場合は、まとまり次第提出をお願いします。

#### Q3 対象者は?

A3 H27年度の結核研修会で配布した、「愛知県結核定期健康診断実施要綱」をご覧ください。

【従事者のみ】介護老人保健施設

【従事者・入所者(65歳以上】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

#### Q4 何のために提出するの?

A4 結核の早期発見のためにも、毎年の提出をお願いします。

#### Q5 報告書の様式は?

A5 裏面の様式をコピーして使用してお使いください。 また、愛知県のホームページの「結核に関する各種様式のダウンロード」 からダウンロードもできます。

(URL: http://www.pref.aichi.jp/0000012509.html)

#### 様式1

#### 愛知県結核健康診断報告書(平成 年度実施分)

愛知県知事殿

				報告	年月日	年	月	<u> </u>
事業所等の名称 及び所在地						実施者		事業者 学校長
実施者名						種別		施設の長 h町村長
対象者の区分			従事者	学生または 生徒	入所者 収容者	住 民		民
						65 歳以	上	その他
対象者数								
健康診断	胸 部 エックス線 検査者数	間接						
		直接						
121	喀痰検査者数							
姑	結核患者							
被発見者数	潜在性結核感染者							
有数	結核発病のおそれが あると診断された者							
未受診者数			1 含の理由) 含者への対応内	容)		【その他の対 (市町村実		での内訳・理由】 み記入)

- \* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項に規定する事業者、学校の長、施設の長及び同条第3項に規定する市町村長は、結核に係る定期の健康診断を行うこととされています。
- \* この報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7の報告義務に基づくものです。

#### さん接触者名簿(通所者・入所者用)

	フリガナ 氏名 生年月日	年齢性別	住所 電話番号	接触状況·内容·時間等 (最終接触日)	現病歴	結核を疑う症状	最近の胸部 XP 検査結果	結核 既往	備考
例	トヨカワ タロウ 豊川 太郎 (S*.1.1)	91 歳 男	豊川市**町 0531-**-**	1/*~1/*まで同室で過 ごす。 (最終接触日: )	糖尿病高血圧	あり (咳、痰) (H28.5~) なし	H28.1.1 **病院にて 異常なし	ありなし	※免疫力を低下させる 基礎疾患がある場合 は、備考に記入してく ださい。(P4 参照)
1	( )					あり ( ) ( ) なし		ありなし	
2	( )					あり ( ) ( ) なし		ありなし	
3	( )					あり ( ) ( ) なし		ありなし	

様式1

☆ 対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☆

※ 今回の患者に対して直接従事した職員にお渡しください。

#### 提出期限

#### 結核接触者 個人申告票(職員用)

別紙 4

患者 ID					
患者名					
~ 職員	員の方は、下の太枠内を	ご記入くだ	さい。 ~		
職員名	男・女	<u> </u>			
生年月日	年齢				
① 本患者に対し、」	以下の内容を行いまし	<i>」</i> たか。			
行った場合は、	行った内容にチェック	りしてくだる	さい。		
□ 行った	: <pre>口 行って</pre>	いない			
< 内容 > •	食事介助	(約	回。1回約	分)	
•	排泄介助	(約	回。1回約	分)	
•	入浴介助	(約	回。1回約	分)	
•	送迎	(約	回。1回約	分)	
•		(約	回。1回約	分)	
	└└〉(具体的な区			)	
② 上記内容を行った	こ方は、そのときの欧	護装着状況	兄を教えてくだる	さい。	
	マスクを使用していた				
	カルマスクを使用し				
	の防護具を使用して		的に:	)	
	兄について教えてくた				
	匈部レントゲン検査紙 				
14000 173 🗅 🔻	年 月 日	結果:			
<現病歴等>			/ <del> </del>		
	糖尿病 □ ステロ1 	′ド使用中(	(病名:	)	
口その他(帰	5名:			)	
<結核既往歴>				,	
_	コ あり(時期:			)	
<過去の結核患			/ <b>/</b> ****	K   685	`
口 なし [	コ あり ∫接触時期:		/ 結核患者		
/IOD A +A + == \		《感染症冶》	<sup>寮歴(予防内服団</sup>	≛):無・有	J
くIGRA 検査歴ン		<b>ж</b> п	口)///==-		
	コ あり(時期:	年 月	日八 結果:	)	

平成28年2月発行

愛知県豊川保健所 健康支援課地域保健グループ 〒442-0068 豊川市諏訪3丁目237

電話 0533-86-3189

FAX 0533-89-6758